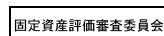
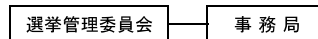
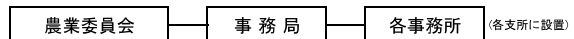
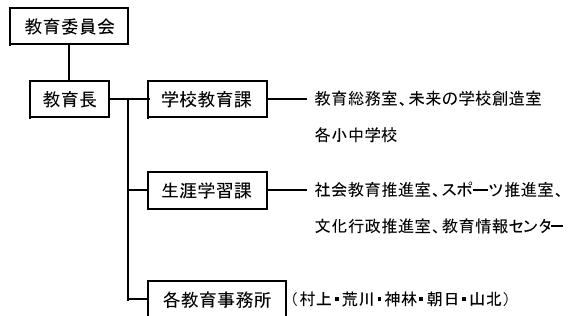
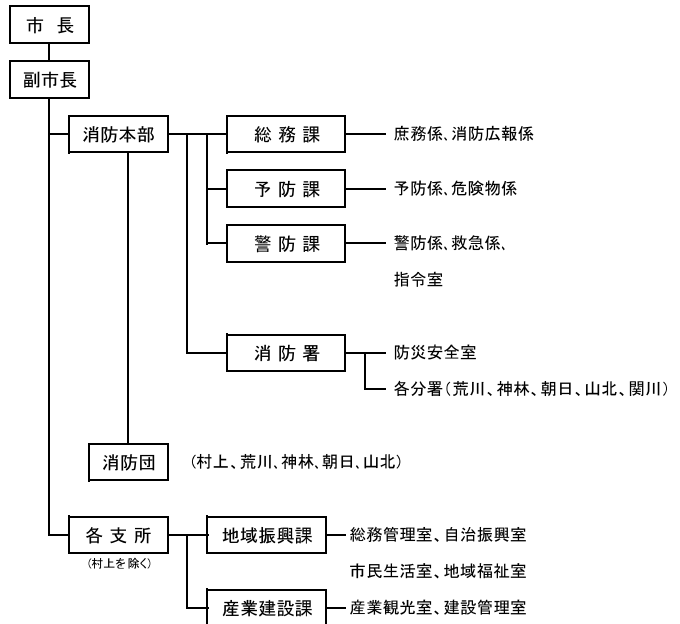
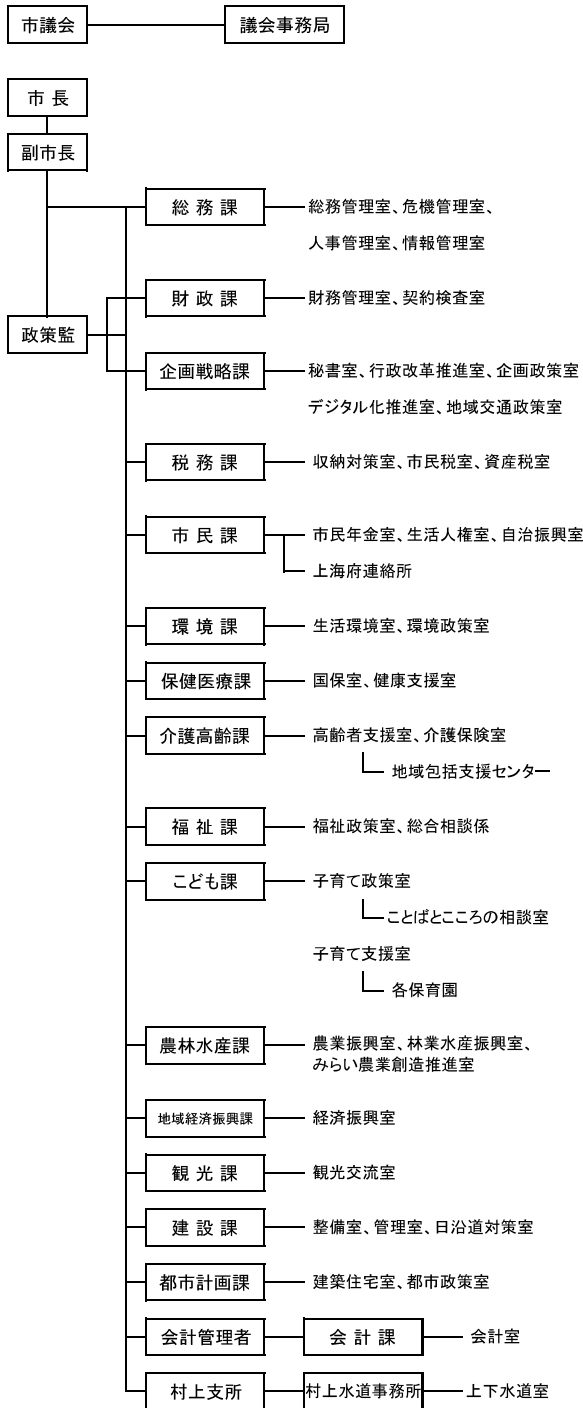


15. 市役所の機構

(1) 行政機構 (令和5年4月1日現在)



資料: 市総務課

(2) 各種相談一覧

種類	内容(相談員)	担当
弁護士相談	借金、離婚、土地の境界などに関する相談(弁護士)	新潟県弁護士会 ☎025-222-5533
	法律相談紹介状(チケット)を持参した場合は無料。	福祉課総合相談室 ☎0254-75-8941(直通)
	交通事故に関する相談、示談あっせんなど(弁護士)	新潟県弁護士会 ☎025-222-5533
行政相談	行政への苦情・要望(行政相談)	本庁:福祉課総合相談室 各支所:市民生活室
司法書士相談	登記手続、成年後見や相続関係の申立書作成など(司法書士)	司法書士村上地区事務所 ☎0254-53-5470
人権相談	人権に関する相談(人権擁護委員)	新潟地方法務局村上支局 ☎0254-53-2390
ひきこもりに関する相談	ひきこもりに関する相談	福祉課総合相談室 ☎0254-75-8941

※開庁時間:月曜日から金曜日/8時30分から17時15分(土曜日・日曜日・祝日・12月29日から1月3日は閉庁)

(3) 市税の納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
固定資産税	1期			2期		3期			4期			
軽自動車税		全										

※納期限は各月末(12月は28日)

ただし、納期限が土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日にあたるときは、翌開庁日に繰り下がります。

(4) 各種届出

ア) 市民課関係の各種届出

届出名称	届出の期限	届出のときに必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	①届出書(医師・助産師の証明があるもの) ②届出人の印鑑 母子健康手帳 ※出生に関する手続きで、児童手当や子ども医療などがあります。
死亡届	死亡を知った日から7日以内	①届出書(医師の証明があるもの) ②届出人の印鑑 火葬場の予約票
転入届	住みはじめてから14日以内	(他市町村から転入) ①届出人の印鑑 ②従前に住んでいた市区町村から発行された届出証明書(住民基本台帳またはマイナンバーカードによる特例の届け出の場合は発行されません) ③住民基本台帳カードまたは④マイナンバーカード(いずれもお持ちの方のみ) ⑤運転免許証または健康保険証などのご本人を確認できるもの ⑥在留カード (海外から転入) ⑦パスポート ⑧在留カード(外国人の方。ただし、交付待ちの方を除く) ※転入に伴い国民健康保険等の手続きが必要な場合があります
転居届		①届出人の印鑑 ②住民基本台帳カードまたは③マイナンバーカード(いずれもお持ちの方のみ) ④運転免許証または健康保険証などのご本人を確認できるもの ⑤在留カード(外国人の方) ※転居に伴い国民健康保険等の手続きが必要な場合があります
転出届	あらかじめ転出の前に	(他市町村または海外に転出の方) ①届出人の印鑑 ②住民基本台帳カードまたは③マイナンバーカード(いずれもお持ちの方のみ) ④運転免許証または健康保険証などのご本人を確認できるもの ※転出に伴い国民健康保険等の手続きが必要な場合があります

イ) 引越しワンストップサービスについて

令和5年2月6日からマイナンバーカードを使用し、マイナポータルを通じたオンラインでの住所異動（転出届の提出、転入届および転居届の来庁日予約）の手続きができるようになりました。

転出届の提出、その後の転入届の来庁日予約

村上市から市外への住所異動の際、マイナポータルから手続きを行うことにより、転出届のために村上市役所（各支所）へ来庁する必要がなくなります。

また、あわせて転入先市区町村への転入届の来庁日を予約もできるため、転入先市区町村での転入届に係る各種届出の記載が簡略化されます。（転出届提出のために村上市役所（各支所）へ来庁する必要はありませんが、転入先市区町村の窓口で転入に伴う手続きを行う必要があります。）

ただし、転出届以外の手続きが必要な場合がありますので、村上市ホームページのキーワード検索から「引越しワンストップサービスについて」を検索し、「転出届を提出される方へ」に記載の各種手続きをご確認いただき、手続きが必要な場合はご来庁ください。不明な場合は各担当課へお問い合わせください。

転居届の来庁日予約

村上市内での住所異動の際、マイナポータルから手続きを行うことにより、転居届の来庁日を予約できます。

事前に各課で内容を確認できるため、各種届出書類の記載が簡略化されます。

手続きに必要なもの

- ・署名用電子証明書および利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード（電子証明書をスマートフォンに搭載されていた方は、マイナンバーカードは不要です。）
- ・署名用電子証明書の暗証番号（6文字以上16文字以内の英数字）
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁の数字）
- ・券面事項入力補助用の暗証番号（4桁の数字）
- ・マイナポータル（外部サイト）